

ドイツと日本、特許審査ハイウェイの試行期間を延長

2010年3月17日

JETRO デュッセルドルフセンター

ドイツ特許商標庁 (DPMA) は、3月16日、日本国特許庁 (JPO) との間で行っている特許審査ハイウェイ (PPH) の試行期間を2年間延長する旨、プレスリリースを行った。両庁の間での PPH 試行は2008年3月25日から2年間の予定で行われていたが、2012年3月24日まで試行期間が延長されることになる。

同時に、PPH 試行の対象案件は、これまで相手国出願に基づいてパリ優先権を主張する出願のみであったが、今後は優先権主張を伴わない PCT 出願 (ダイレクト PCT 出願) の国内移行出願へも対象が拡大されることになる。

なお、JPO の PPH ポータルサイトによれば、2010年1月末現在、日本からドイツへは220件、ドイツから日本へは45件の PPH の申請が行われている。

— DPMA のプレスリリースは、以下参照 —

<http://presse.dpma.de/pressexservice/pressemitteilungen/aktuellepressemitteilungen/16032010/index.html>

— PPH ポータルサイトは、以下参照 —

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/>

— 日独特許審査ハイウェイの経緯については、以下参照 —

欧州知的財産ニュース 2007年9-10月号 (Vol.21) 第9頁

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_021.pdf

欧州知的財産ニュース 2008年3-4月号 (Vol.25) 第3頁

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_025.pdf

(以上)